
学校臨床の新展開

—⑨消えた子どもたちはどこへ—

浦田 雅夫

京都造形芸術大学

学校に来ない子どもたちの背景

不登校のなかには、さまざまなケースがあり、背景に何らかの児童虐待が疑われるケースがあることは、これまでも何度か述べさせていただきました。こういうことをいうと「不登校＝児童虐待」ととらえる方もおられるかもしれませんが、冒頭にも述べたとおり、「さまざまな理由」があります。そして、そのなかに児童虐待が疑われるケースもあるのです。なかには、児童虐待の疑いがあり、学校がそのことを保護者に指摘した結果、保護者が子どもを登校させなくなり、最終的には、子どもが死亡するという事件（2009年：大阪西淀川小4女児事件、2010年：東京江戸川小1男児事件など）もありました。そのため2010年度からは、文部科学省と厚生労働省が連携し、「要保護児童対策地域協議会」で虐待ケースとして扱われる保育所、幼稚園、小中学校、

高校に在籍する子どもたちについて、毎月1回（努力義務）、学校から福祉機関（市町村児童福祉担当部局、児童相談所）へ欠席日数の報告がなされています。筆者が相談員としてかかわる学校へも月に1回市町村から状況調査が行われています。しかし、あくまでも「要保護児童対策地域協議会」で取り扱われているケースに限られています。

文科省の調査では

今年4月に文部科学省（2011年5月1日現在の学校基本調査）は、日本国籍を持ち市町村に住民登録され学籍があるにもかかわらず、居所不明で登校しない小中学が全国に1,191人いると発表しました。このニュースは、大阪府内で所在不明になった9歳男児の件と合わせて大きく報じられ、都道府県ごとに1年以上行

方不明の小学生の数がリストアップされました(朝日新聞 2012年4月20日付 朝刊記事)。

児童福祉施設などへの入所では

かつて、筆者は児童養護施設に勤めていたとき、保護者からの委任を受け、住民票の異動についての手続きを行っていたことがあります。

家庭を離れ居住型の児童福祉施設などへ子どもが入所する際には、保護者の同意に基づく施設入所の場合には、子どものみを世帯分離し、施設のある所在地に住民票を移します。そうすることによって、子どもたちは正式に施設所在地の学校へ籍が移ります。ところが、施設入所の場合でも、何らかの理由により一時保護委託の長期化や、児童福祉法第28条(親の意に反する入所)に基づく施設入所のケースなどについては、子どもを守る観点から住民票を異動させずに施設入所の手続きを取り、その子どもが義務教育年齢の場合、児童相談所や施設側が教育委員会へ願い出て地域の学校への通学を認めてもらうことができました。

子どもたちはどこへ

家庭から児童福祉施設への入所だけではなく、DV ケースなどについて家庭から母子で民間シェルターを利用する場合や

独自に避難する場合などにもこのようなことは生じるため、今回の文科省の調査のなかにも居所不明であっても、DV などによって緊急避難的に住民票を移さずに居所を移し、新たな地で保護者が教育委員会に願い出て、その地域の学校へ通学させるケースもあるのではないかと推測します。しかし、そのようなケースばかりではなく、なかには、借金から逃れるために親子で車上生活をするケース、あるいは、宗教団体の施設内で生活し、学校へは全く来ないということもあるかもしれません。オウム真理教事件で、児童相談所が子どもたちを一時保護した様子は今も目に焼き付いて離れません。

外国籍の子どもたちは

さて、今回の調査は日本国籍をもつ子どもたちへの調査でしたが、現在、日本には日本国籍を持たない外国人の子どもたちも少なくありません。そもそも、日本国憲法は、日本国籍を有する保護者に対して、その子どもに普通教育を受けさせる義務を規定していますが、外国人に対しての義務規定はないと解釈されています。そのため、国際人権規約に基づき、告知し、それに対して希望があれば、日本国籍を持つ子どもたちに準じたサービスの提供を行っています。もとより外国人には「住民票」というものがなく、「外国人登録法」による居住地の登録を行い、当該市町村教育委員会が、その登録内容に基づき、外国人の保護者に対して就学

案内を行い、外国籍の子どもが公立の小学校や中学校等への入学を希望する場合には、市町村の教育委員会が入学すべき学校を指定し、当該学校に入学させることとなっています。

通常、「住民票」は転出、転入という手続きが必要ですが、外国人の場合は、居住する先の市町村への登録という形しかとっていません。

文部科学省では、2005 年度から 2006 年度にかけて 1 県 11 市を対象に外国籍の子どもたちの不就学についての調査を行っています。調査数以上に、深刻であると思われます。外国籍の子どもたちは、これまで、居住地の異動などの際、継続した行政サービスを受けにくい状況であり、就学に関しても転居を機に不就学になるケースが相当数に上ると思われます。
(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001/012.htm)

外国人も住民票を

このようなことから、今年 7 月より、「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が施行され、外国人にも「住民票」が作成されるようになります。しかし、制度ができて行政は基本的に申請主義ですので、本人の申し出がない限り各種のサービスは受けられません。筆者は、ある外国人の行政手続きのサポートのために、役所に同行した際に感じたのですが、言葉が通じない、読めない、書けない、理解できないなかでは、「ややこしいから、

もういい」という気持ちになったり、「とても疲れる」ということを痛感しました。

子どもたちの立場で

さて、日本国籍のあるなしにかかわらず、子どもたちは、いつも親の事情や社会の制度などによって、安定した環境を奪われやすい立場にあります。学校という場合は、近年さまざまに批評を受けることがあります。人の成長にとってはきわめて大きな役割を果たしている場ではないでしょうか。学力をつけることはもとより、育ちあい、気づきあい、支えあう場でもあります。子どもたちの安定した環境をサポートするために、心理的なサポートとともに、福祉的なサポートがますます求められるのではないのでしょうか。